

利益相反管理基本方針

制定 平成27年7月1日

改定 平成29年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本方針は、保険業法及び金融商品取引法等を踏まえ、当社及び当社の主要株主等関連会社（以下「当社等」という。）とお客さまとの取引に伴う利益相反によりお客さまの利益を不当に害することのないよう適切な利益相反管理態勢を整備することを目的とし、利益相反管理に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 「利益相反取引」とは、当社等とお客さまとの間で利益が相反する状況又は当社等のお客さま相互間で利益が相反する状況により、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2 「お客さま」とは、当社等の保険関連業務に係る取引先及び金融関連業務に係る取引先をいい、個人であるか法人であるかを問わない。

(適用範囲)

第3条 当社は、当社等を本方針による利益相反の対象とする。

第2章 利益相反管理体制

(利益相反管理統括部門等の設置)

第4条 当社の利益相反管理統括部門としてコンプライアンス部を設置し、コンプライアンス部長を利益相反管理統括者とする。

2 当社各部門の利益相反管理者は各所管部長とする。

(利益相反管理統括部門の責務)

第5条 利益相反管理統括部門は、他の部門から独立して、以下の各号等の責務を負う。

- ① 利益相反管理に関する規程（以下「利益相反管理規程」という。）を策定し、統括を行う。
- ② 利益相反管理者から報告のあった取引等につき、利益相反取引に該当するかどうかを判断し、その管理のための適切な方法等を指示し管理する。

- ③ 利益相反取引の特定及びその管理の方法等について、適切に記録を作成・保存する。
- ④ モニタリング等により、利益相反管理の適切性及び十分性を確認する。
- ⑤ 利益相反管理体制の実効性を検証し、適時に利益相反管理規程の内容、組織体制等見直しを行い、必要に応じて、取締役会に改善のための提言を行う。
- ⑥ 経営に重大な影響を与えるおそれのある利益相反取引について、取締役会に速やかに報告または付議する。

(利益相反管理統括者の責務)

第6条 利益相反管理統括者は、利益相反管理に関する重要な事項を監査役に対して報告する。

(利益相反管理者の責務)

第7条 利益相反管理者は、自組織において、利益相反取引にあたる懸念があると判断した取引について、利益相反管理統括部門に報告する。

(役職員の責務)

第8条 当社等の役職員は、その担当業務に係る取引において利益相反取引にあたる懸念がある場合は、利益相反管理者に報告する。

第3章 利益相反取引の管理

(利益相反取引の種類・特定方法)

第9条 当社は利益相反取引を以下の各号の種類に分類・特定し、管理する。

- ① 当社等とお客さまとの間で利益相反が生じる取引
- ② 当社等のお客さま相互間で利益相反が生じる取引
- ③ 情報の不適切利用による取引
- ④ 上記①～③以外で、利益相反によりお客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

(利益相反取引の管理方法)

第10条 当社は利益相反取引の管理方法として、以下の各号に掲げる方法を適宜選択し、又は組み合わせることにより、利益相反管理を行う。

- ① 利益相反取引を発生させる可能性のある部門を分離する方法
- ② 利益相反取引の一方又は双方の取引条件又は方法を変更する方法
- ③ 利益相反取引の一方の取引を中止する方法

- ④ 利益相反取引となることをお客さまに開示する方法
- ⑤ 上記①～④以外で、その他適切な方法

以上